

令和6年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和6年3月
厚生労働省

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づき、令和6年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ギルバート諸島1班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、フィリピン5班、タイ1班、ミャンマー4班、インド2班、バングラデシュ1班、北ボルネオ1班、インドネシア1班、東部ニューギニア5班、ビスマーク・ソロモン諸島4班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、モンゴル（ノモンハン）1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島6班、アッツ島1班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
ギルバート諸島	マキン環礁	令和6年8月上旬～令和7年3月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島	令和6年5月中旬～5月下旬
	アンガウル島	7月中旬～7月下旬
	ペリリュー島	9月上旬～9月下旬
	アンガウル島	令和7年2月上旬～2月下旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和6年6月上旬～令和7年3月下旬
フィリピン	ルソン島	令和6年7月下旬～8月上旬
	ルソン島	9月中旬～9月下旬
	レイテ島	10月下旬～11月上旬

	ルソン島	令和7年 2月中旬	～	2月下旬
	ルソン島	3月中旬	～	3月下旬
タイ	メーホンソン県、カンチャナブリー県	令和6年 10月中旬	～	令和7年 3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和6年 5月中旬	～	5月下旬
		10月中旬	～	10月下旬
		12月上旬	～	12月中旬
		令和7年 1月下旬	～	2月上旬
インド	ナガランド州（、※マニプール州） ※州内情勢を注視しつつ実施が可能な場合	令和6年 9月上旬	～	9月中旬
		11月上旬	～	11月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和6年 4月中旬	～	令和7年 3月下旬
北ボルネオ	サバ州	令和6年 9月下旬	～	令和7年 3月下旬
インドネシア	パプア州、モロタイ島	令和7年 2月上旬	～	2月中旬
東部ニューギニア	東セピック州、マダン州、オロ州	令和6年 5月中旬	～	5月下旬
	モロベ州	7月上旬	～	7月中旬
	東セピック州、サンダウン州	8月下旬	～	9月中旬
	マダン州	11月上旬	～	11月中旬
	オロ州、ミルンベイ州	11月下旬	～	12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ニューブリテン島、ブーゲンビル島	令和6年 5月下旬	～	6月上旬
	ガダルカナル島、ニュージョージア島	7月下旬	～	8月上旬
	ブーゲンビル島	9月下旬	～	10月上旬

	ニューブリテン島	令和7年 1月中旬 ~ 2月上旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が 可能な場合	令和6年 6月下旬 ~ 11月下旬
モンゴル(ノモン ハン)	ドルノド県	令和6年 5月下旬 ~ 8月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和6年 10月上旬 ~ 令和7年 3月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和6年 5月中旬 ~ 5月下旬
	パガン島	6月下旬 ~ 7月中旬
	グアム島	7月上旬 ~ 7月中旬
	サイパン島	8月下旬 ~ 9月上旬
	テナアン島	9月中旬 ~ 9月下旬
	テナアン島	令和7年 2月下旬 ~ 3月上旬
アッツ島	米国政府により承認された計 画に基づき現地調査を実施す る	米国政府承認後に策定

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ギルバート諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、フィリピン2班、ミャンマー1班、インド1班、バングラデシュ1班、インドネシア3班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、バヌアツ1班、樺太・千島(北樺太を除く)1班、モンゴル(ノモンハン)1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島1班、その他地域1班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程(予定)
ギルバート諸島	マキン環礁	令和6年 8月上旬 ~ 令和7年 3月下旬

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島等	令和6年12月上旬	～	12月中旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和6年6月上旬	～	令和7年3月下旬
フィリピン	ルソン島	令和6年11月上旬	～	12月下旬
		令和7年1月上旬	～	3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和6年5月中旬	～	令和7年3月下旬
インド	ナガランド州	令和7年2月中旬	～	3月上旬
バングラデシュ	クミッタ県	令和6年11月中旬	～	令和7年3月下旬
インドネシア	パプア州	令和6年5月下旬	～	6月上旬
		8月上旬	～	8月中旬
		11月上旬	～	11月中旬
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州	令和7年2月中旬	～	2月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島、ニュージョージア島	令和6年12月上旬	～	12月下旬
	ブーゲンビル島	令和7年2月下旬	～	3月上旬
バヌアツ	ニューヘブリデス諸島	令和6年9月上旬	～	令和7年3月下旬
樺太・千島（北樺太を除く）	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和6年6月下旬	～	11月下旬
モンゴル（ノモンハン）	ドルノド県	令和6年5月下旬	～	8月下旬
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	令和6年10月上旬	～	令和7年3月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和6年10月中旬	～	11月上旬

その他中部太平洋 地域	ミクロネシア連邦ヤップ州 ウルシー環礁	令和6年 9月上旬	～	令和7年 3月下旬
----------------	------------------------	--------------	---	--------------

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地について、遺骨収集団を2班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）		
カザフスタン	東カザフスタン州	令和6年 7月下旬	～	8月中旬
	トゥルケスタン州	9月下旬	～	10月上旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等により、新たに調査が可能になった資料や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった資料について、外務省と協力し、取得及び調査・分析を進める。

- 旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、パラオ諸島、トラック諸島、フィリピン、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、中国について、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。
ウズベキスタンについては、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。
なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。
情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和6年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者の遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省が専門家を雇用し、自らがDNA鑑定を実施する「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置した。

引き続き、鑑定の迅速化及び高度化を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を進めていく。

7. その他

- 国内外の情勢等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、戦没者の遺骨収集の推進の観点から必要な対応をとる。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第10条第2項に規定する指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行う。
- 次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行う。

<参考>地域別埋葬等に関する保有情報について

地域	保有情報数 (令和4年3月末時点)	保有情報数 (令和5年9月末時点)
沖縄	85	68
パラオ諸島	59	25
トラック諸島	4	2
フィリピン	702	597
ベトナム	2	2
タイ	0	2
マレーシア	1	1
ミャンマー	344	339
インド	113	99
バングラデシュ	3	4
北ボルネオ	12	12
インドネシア	185	151

東部ニューギニア	630	550
ビスマーク・ソロ モン諸島	378	335
旧ソ連	57	53
樺太・千島（北樺 太を除く）	1	2
中国本土	13	13
モンゴル（ノモン ハン）	3	0
マーシャル諸島	14	15
マリアナ諸島	645	573
アッツ島	1	1
米国	7	11
オーストラリア	3	3
ニュージーランド	1	1
バヌアツ	1	0
台湾	1	3
その他	1	6
合計	3,266	2,868